

令和4年度 第4回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和4年7月7日（木）午後1時30分から午後2時00分
場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

芝尾 恭典	西尾 朝嗣	光田 裕次
檀野 隆一	山本 光男	松川 幸男
池上 正昭	田中 宏	山本 一彦
中野 元裕	北井 秀信	橋本 雅世

(3) 欠席委員

柳下 清隆 藤田 昇

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 12人

小林 義博	井上 和夫	野口 宜律
中尾 美昭	高岡 一平	塔本 順一
藤原 武平	岸田 勝夫	寺山 忠夫
岡所 次郎	重谷 勝次	坂口 竹四郎

(5) 欠席委員

野里 孝雄

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局 長	名越 幸司
事務局 次長	河辺 眞佐彦
主 幹	山本 幸夫
	立石 竜也

4 付議事項

- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第23号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第24号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第17号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第18号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第19号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第20号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第21号 小作地の台帳抹消の報告について
- 報告第22号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（檀野隆一会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和4年度第4回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において西尾朝嗣委員、松川幸男委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。なお、柳下清隆委員、藤田昇委員から欠席の旨、届出がされております。また、農地利用最適化推進委員は12名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分について」までの計12件であります。

それではまず、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第16号から第22号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり周辺は田、畑、道路、雑種地及び宅地に囲まれており、地目は田13筆、面積は合計11,068平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第17号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整

区域内にあり周辺は田に囲まれており、地目は田1筆、面積は628平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第18号は、申請地が美原区多治井で市街化区域内にあり周辺は雑種地、道路及び境内地に囲まれており、地目は田1筆、面積は973平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、使用貸借による権利を設定し、申請地を借り受けるための申請です。

次に、受付番号第19号は、申請地が美原区黒山で市街化調整区域内にあり周辺は道路及び畑に囲まれており、地目は田1筆、面積は412平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が譲り受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第20号は、申請地が西区菱木4丁で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は溜池(現況田)、面積は171平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第21号は、申請地が中区土師町1丁で生産緑地地区内にあり周辺は田、宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は286平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が受付番号第22号の農地と交換するための申請です。

次に、受付番号第22号は、申請地が中区土師町1丁で生産緑地地区内にあり周辺は田、宅地、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は286平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が受付番号第21号の農地と交換するための申請です。

以上7件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第8号から第13号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区太平寺で非鉄金属の売買業を営む法人で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は315平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は現在使用している本社敷地内にある資材置場が手狭となったため、本社の隣接地にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年6月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内にU字溝を設置し、北側市道側溝へ接続する計画です。周囲には仮囲いを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第9号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区石原町1丁で製造業を営む法人で、申請地は東区石原町1丁の田2筆、面積は合計1,252平方メートル、市街化調整区域の

農地です。事業計画は本社敷地内にある資材置場が手狭となったため、本社の隣接地にある本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年6月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷による自然浸透及び敷地内にU字溝及び集水柵を設置し、東側道路雨水管に接続する計画です。周囲にはブロック3段積のうえフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第10号は、使用貸借による権利を設定し転用するものです。申請人は被設定人が大阪府大阪狭山市東野西1丁目に居住する会社員及び無職の方で、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は410平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は都市計画法第29条の開発許可を受け、本申請地を使用貸借し、分家住宅を建築するものです。

申請は令和4年6月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内に汚水柵を設置し、東側道路污水管に接続する計画です。雨水については敷地内にU字溝を新設し、新設雨水柵より西側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が東区日置荘田中町の建設業を営む法人で、申請地は東区日置荘田中町の田1筆、面積は1,228平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は事業拡大により本社敷地内の資材置場が手狭となったため、本社の至近距離にある本申請地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として使用するものです。

申請は令和4年6月23日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、周囲にU字溝を設置し、北側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはブロックを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第12号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区土師町3丁の土木工事業を営む法人で、申請地は西区菱木4丁の田2筆、面積は合計843平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は本社敷地内の資材置場が手狭となったため、形状および進入路幅が適当な本申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和4年6月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷による自然浸透及び敷地内U字溝より西側道路側溝へ放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第13号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区山田3丁の自動車販売業を営む法人で、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,252平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は本社敷地内の廃車置場が手狭となったため、事業所から近距離にある本申請地を取得し、露天車両置場として使用するものです。

申請は令和4年6月24日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砂利敷による自然浸透及び敷地内既設集水桝より東側水路へ放流する計画です。周囲にはネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見

をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第23号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第3号から第6号をご説明いたします。

まず、受付番号第3号は、申請人が京都市左京区下鴨北園町に居住する会社員兼農業者で、申請地は西区鳳南町5丁の田1筆、面積は806平方メートルのうち695平方メートル、現在野菜の状態です。

次に、受付番号第4号は、申請人が中区深阪6丁に居住する農業者で、申請地は中区深阪4丁と南区深阪南の田畑4筆、面積は合計3,097平方メートルのうち3,077.20平方メートル、現在水稲、果樹及び保全管理中の状態です。

次に、受付番号第5号は、申請人が中区八田南之町に居住する農業者兼会社役員で、申請地は中区八田南之町、中区陶器北、南区豊田及び南区大庭寺の田6筆、面積は合計4,988平方メートル、現在水稲及び野菜の状態です。

次に、受付番号第6号は、申請人が北区金岡町に居住する不動産業兼学校法人職員兼農業者で、申請地は北区金岡町の田3筆、面積は合計2,421平方メートルのうち2,324.99平方メートル、現在水稲

の状態です。

以上4件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第24号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第24号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第2号から第4号をご説明いたします。

まず、受付番号第2号は、相続人が中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区陶器北と西区太平寺の田10筆、面積は合計5,573.49平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第3号は、相続人が中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区陶器北と西区太平寺の田6筆、面積は合計2,652.78平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

次に、受付番号第4号は、相続人が中区陶器北に居住する農業者で、申請地は中区陶器北と西区太平寺の田17筆、面積は合計6,884平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況に

ついて確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第24号から第28号と第33号をご説明いたします。

まず、受付番号第24号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,269平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第25号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,471平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第26号は、申請地は西区菱木3丁の田1筆、面積は601平方メートルで、現在休耕の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第27号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,132平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で貸借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第28号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,046平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借によ

る権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第33号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は1,937平方メートルで、現在水稻の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第26号「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第29号から第32号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第29号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は528平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第30号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は694平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、

期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第31号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,643平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第32号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は471平方メートルで、現在うねの状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第22号「農地の地目変更

登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第17号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第18号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第19号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第1号は申請地が美原区阿弥の田1筆、面積は409平方メートルのうち199.94平方メートル、申請人の年間耕作日数は300日、市街化調整区域内の耕作面積は6,776.06平方メートル、申請目的は農業用倉庫で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第20号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第13号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第21号「小作地の台帳抹消の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第2号は、申請地が南区野々井の田1筆で、面積は849平方メートル、平成14年頃に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。次に、受付番号第3号は、申請地が南区野々井の田1筆で、面積は499平方メートル、平成14年頃に双方の合意により解約しましたが、その当時解約の申請を怠っていたため、小作料認可書整備基準により、書類を処理いたしました。

次に、報告第22号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は8件ございました。まず、受付番号第11号は、申請地が中区平井の田1筆で面積は267平方メートル、現況は休耕地、次に受付番号第12号は、申請地が南区鉢ヶ峯寺の畑1筆で面積は31平方メートル、現況は住宅敷地の一部、経過年数は35年以上、次に受付番号第13号は、申請地が南区大庭寺の田3筆で面積は合計484平方メートル、現況は住宅、経過年数は100年以上、次に受付番号第14号は、申請地が西区太平寺の田1筆で面積は1,186平方メートル、現況は露天駐車場及び資材置場、経過年数は10年以上、次に受付番号第15号は、申請地が中区平井の田1筆で面積は44平方メートル、現況は露天駐車場の一部、経過年数は15年以上、次に受付番号第16号は、申請地が南区檜尾の畑3筆、面積は合計1,134平方メートル、現況は事業所敷地及び住宅、経過年数は35年以上と50年以上、次に受付番号第17号は、申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は495平方メートル、現況は露天資材置場及び倉庫、経過年数は15年以上、次に受付番号第18号は、申請地が美原区菅生の畑1筆、面積は226平方メートル、現況は事務所及び露天駐車場、経過年数は15年以上でした。受付番号第11号は農地、受付番号第12号から第18号は非農地である旨の報告を、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和4年度第4回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第21号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第22号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第23号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第24号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第25号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第26号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第17号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第18号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第19号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第20号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第21号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第22号	承 認	全 会 一 致

署名委員

會長 檀野隆一

委員 西尾朝嗣

委員 北川幸男